

参考資料

- ・参考資料 1 広島駅南口広場の再整備等（説明資料）
- ・参考資料 2 広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価（概要）
- ・参考資料 3 広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領
- ・参考資料 4 広島市公共事業再評価審議会規則
- ・参考資料 5 広島市公共事業再評価審議会運営要領
- ・参考資料 6 諮問書（写し）

令和7年度 第1回
広島市公共事業再評価審議会

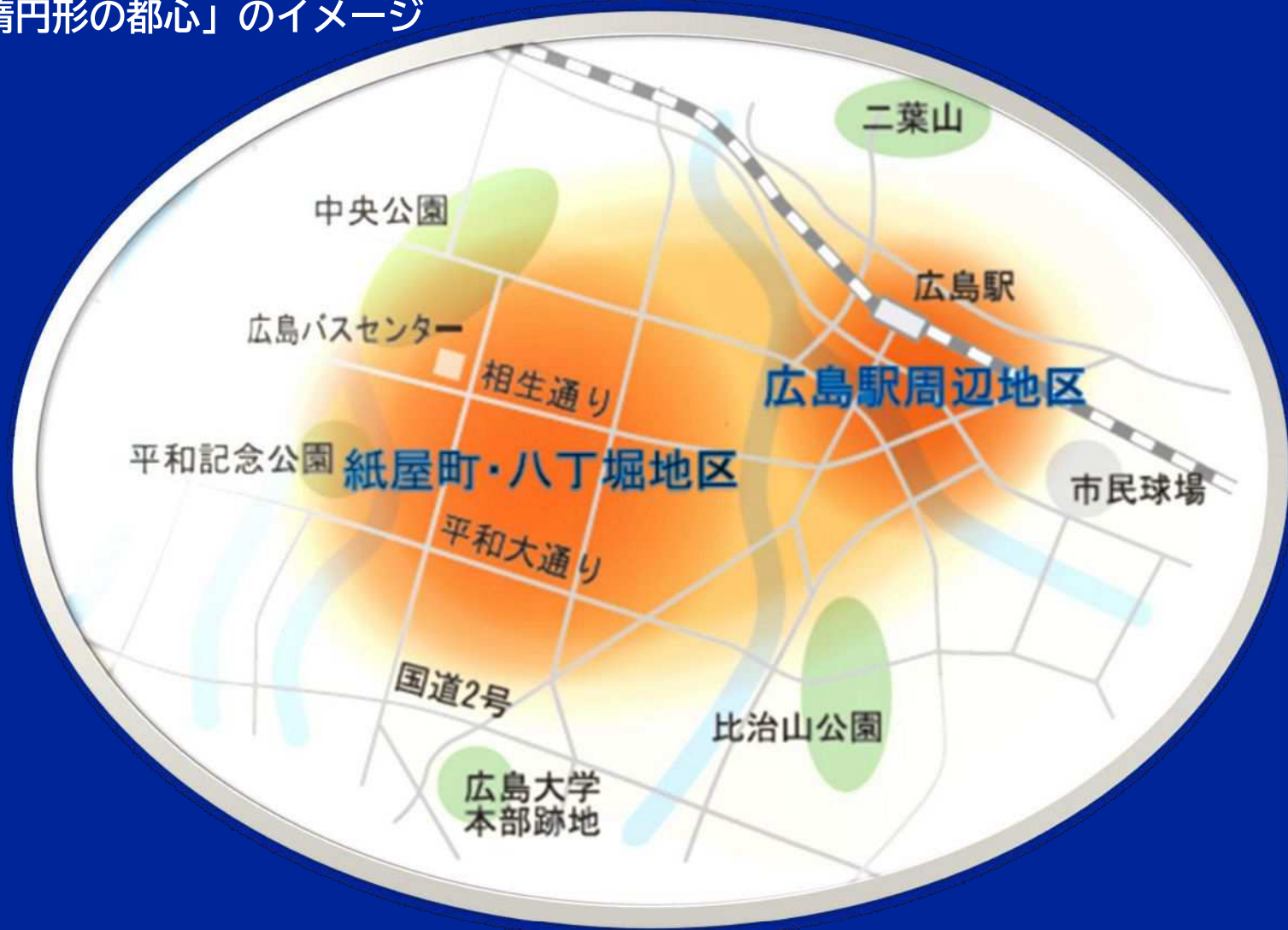
軌道事業・広場事業

広島駅南口広場の再整備等

令和7年（2025年）5月23日
広島市 道路交通局 交通施設整備部

事業箇所・事業の概要

「楕円形の都心」のイメージ



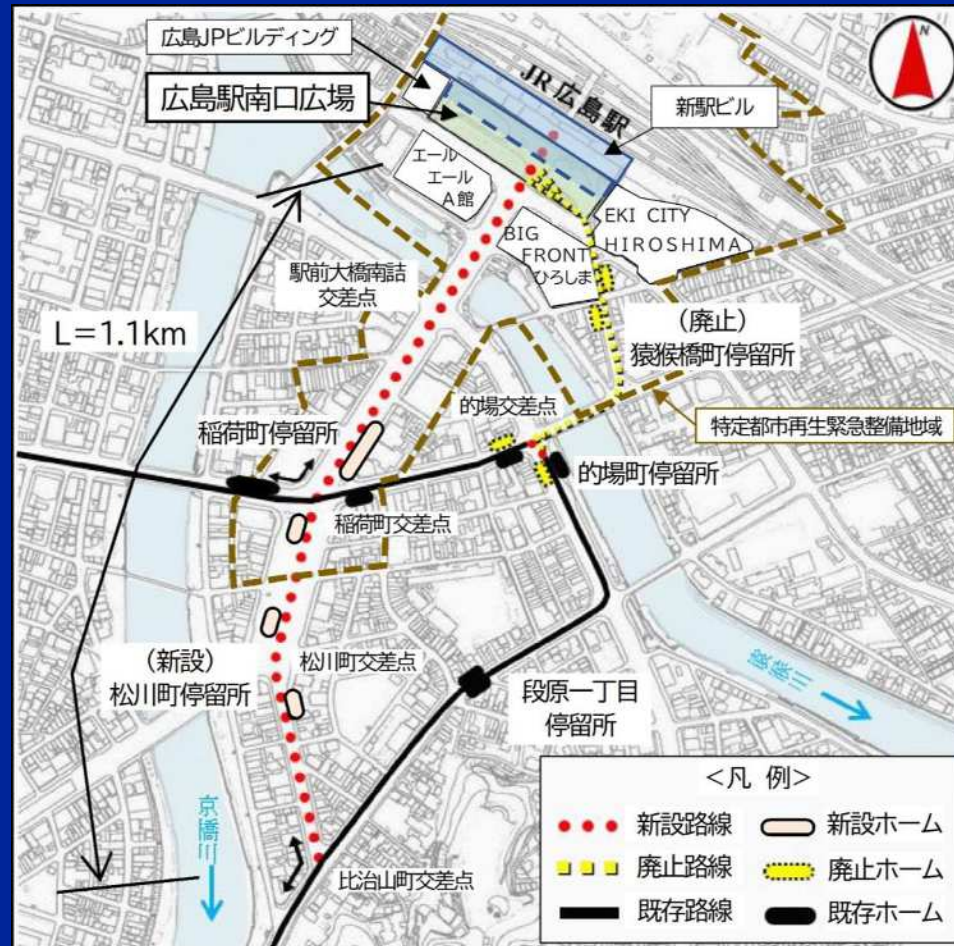
事業箇所・事業の概要



事業の概要（軌道関連）

○路面電車「駅前大橋ルート」の整備

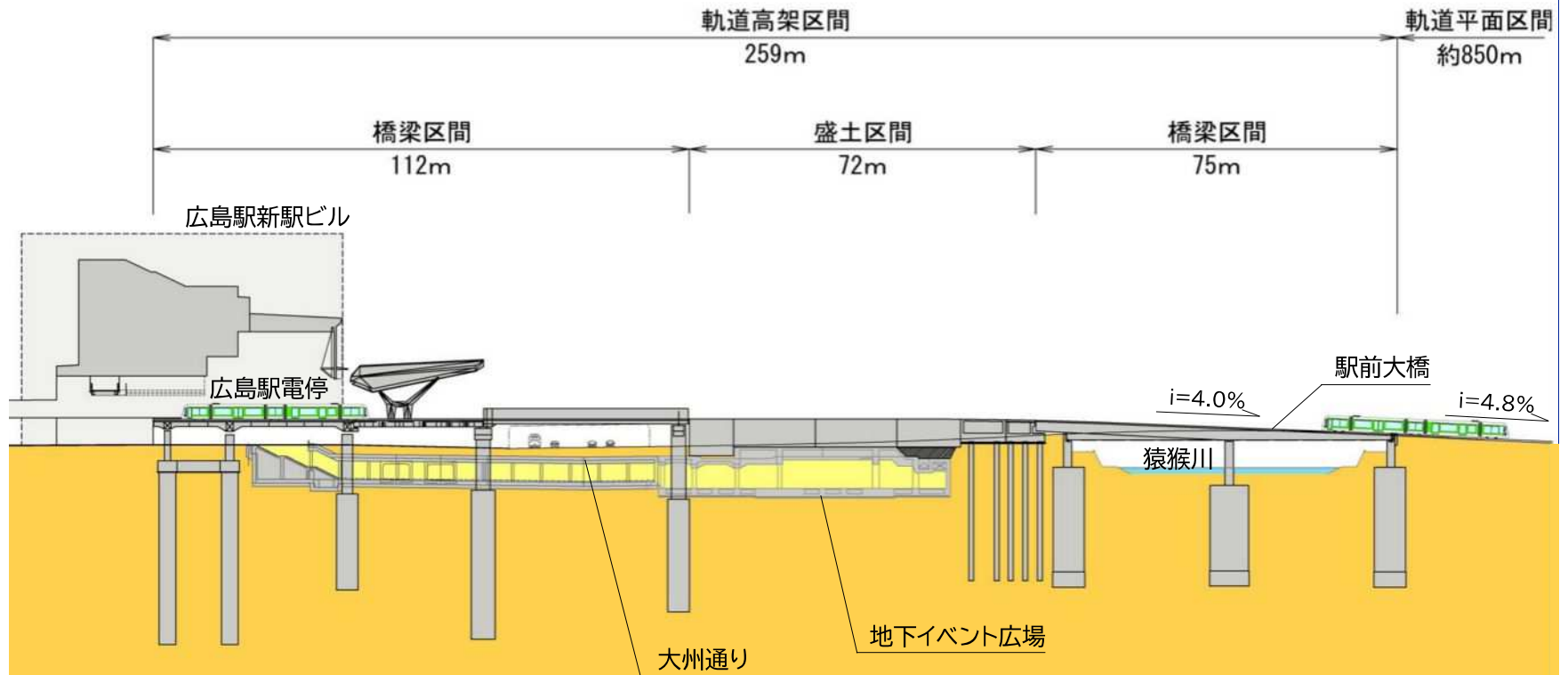
【路面電車のルート図】



事業の概要（軌道関連）

○路面電車「駅前大橋ルート」の整備

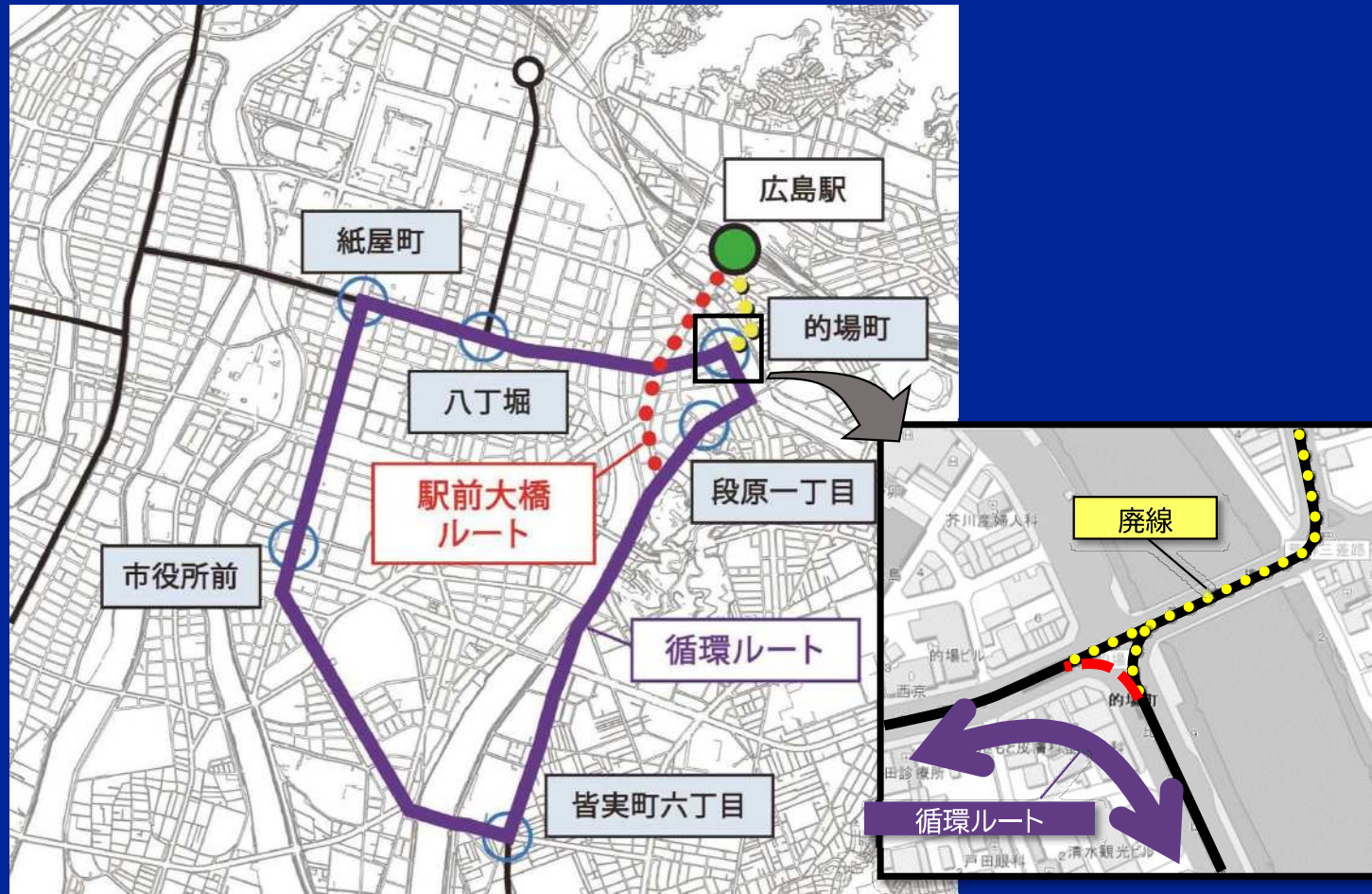
【縦断計画(広島駅付近)】



事業の概要（軌道関連）

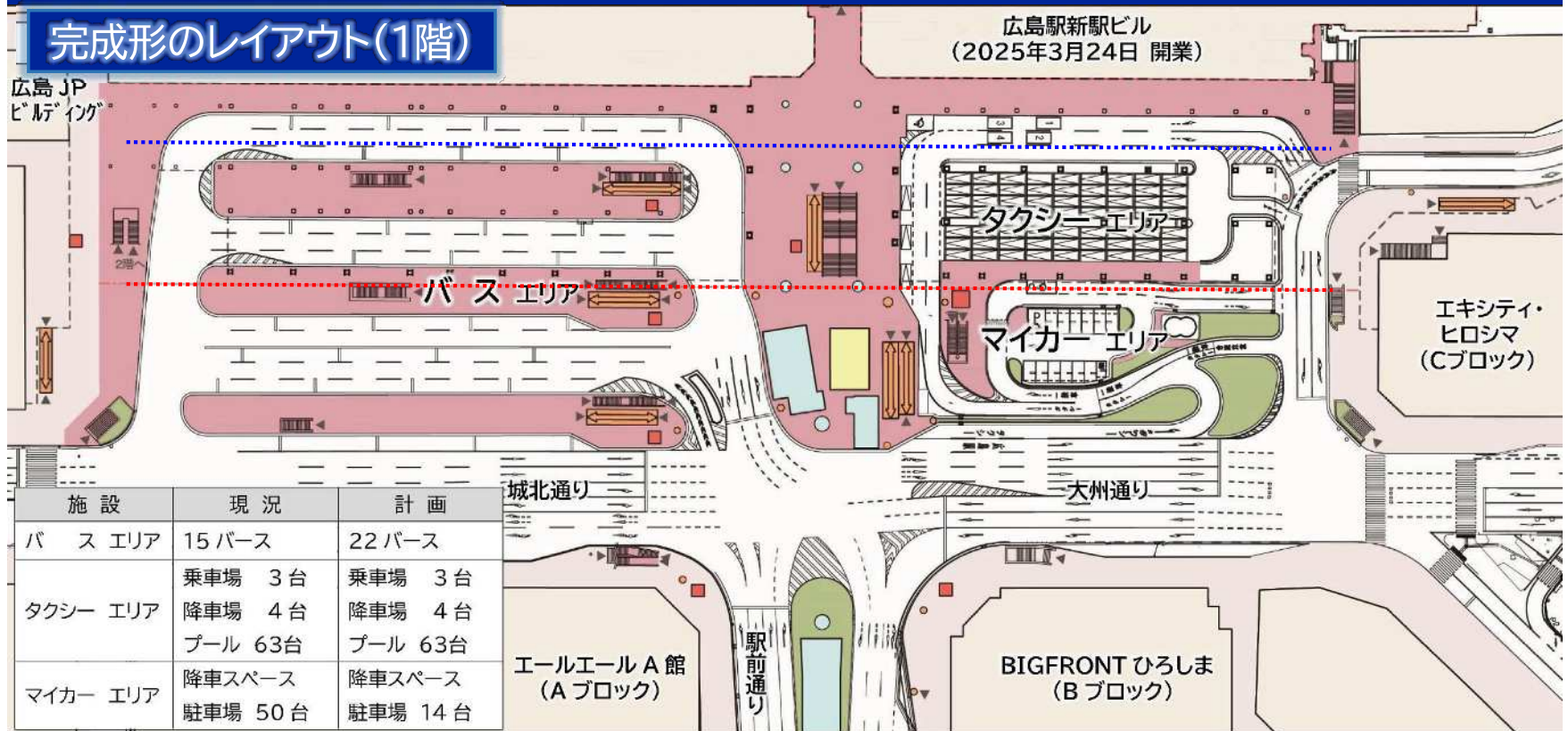
○路面電車「循環ルート」の整備

【路面電車のルート図】



事業の概要（広場関連）

完成形のレイアウト(1階)



事業の概要

完成形のレイアウト(地下)

広島 JP
ビルディング

広島駅新駅ビル
(2025年3月24日 開業)

エキシティ・
ヒロシマ
(Cブロック)

エールエール A 館
(A ブロック)

BIGFRONT ひろしま
(B ブロック)

イベント広場

事業の概要

完成イメージ



出典：J R西日本

事業予定期間

平成31年度～令和10年度

全体事業費

520億円

事業再評価の方法

○広島市公共事業(建設関係所管)実施要領に基づき実施

【再評価手法】 同要領第5条

○原則として国の策定する再評価手法を採用

【再評価の視点】 同要領第5条

○5つの視点から事業の評価を行う

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

②事業の投資効果

・定量的効果【B/C】

・定性的効果【事業の効果や必要性】

※B/Cに含まれない効果

・賑わい空間の創出
・『まち』としての演出 など

③事業の進捗状況

④事業の進捗の見込み

⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性



対応方針の決定

再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（軌道関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（軌道関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（軌道関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（軌道関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（広場関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（広場関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（広場関連施設）



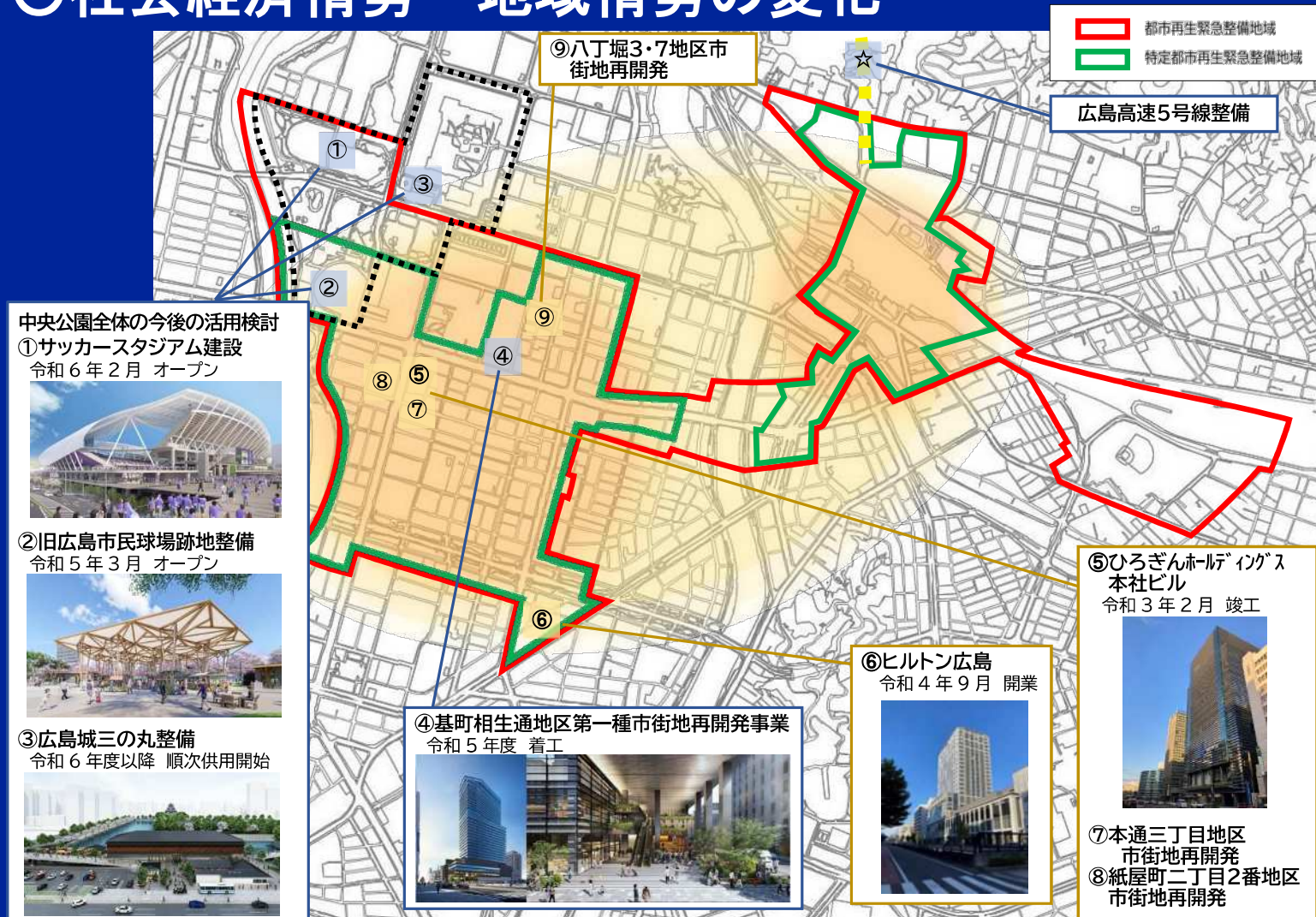
再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○現在の整備状況（広場関連施設）



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

○社会経済情勢・地域情勢の変化



再評価の視点 ②事業の投資効果（その１）

○費用便益分析

参考 都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル(案)
(国土交通省 都市・地域整備局 平成13年4月)
鉄道プロジェクトの評価マニュアル(国土交通省 鉄道局 2012年7月)

1 費用及び便益算出の前提

社会的割引率: 4%、基準年次: 評価時点(令和6年度)、検討年数: 40年

2 便益の算定

①需要予測

- 各交通機関、広場利用者数の予測

②便益の算定

- 歩行者の時間短縮便益(路面電車)
- 利用者便益
- 供給者便益

軌道整備関連

- 歩行者の時間短縮便益(バス・自家用車)
- 歩行者の移動サービス向上便益
- 滞留・交流機会増大・都市景観向上便益

広場整備関連

3 費用の算定

- 軌道整備費

- 広場整備費

- 維持管理費

総 便 益

総 費 用

便益の現在価値

費用の現在価値

現在価値の算出

4 費用便益分析の実施

再評価の視点 ②事業の投資効果

■総便益(B)の内訳

[軌道整備関連]

○歩行者の時間短縮便益(路面電車)

整備により短縮されるJRと路面電車の乗換利用者の移動時間に係る便益を計上

○利用者便益

路面電車の走行時間短縮に伴う利用者の乗車時間短縮に係る便益を計上

○供給者便益

当該事業者収益の改善に係る便益を計上

[広場整備関連]

○歩行者の時間短縮便益(バス・自家用車)

整備により短縮されるJRとバス及び自家用車の乗換利用者の移動時間に係る便益を計上

○歩行者の移動サービス向上便益

広幅員歩道が整備される場合の歩行者の快適性向上に係る便益を計上

○滞留・交流機会増大・都市景観向上便益

滞留空間の拡充による交流機会増大や景観向上等に係る便益を計上

※上記以外にも次のような効果が想定されるが、便益には計上していない

輸送障害による遅延の軽減、道路交通事故減少、鉄道存在効果 等

歩行者の時間短縮便益(乗換利用者以外)、供給者便益、道路混雑の緩和 等

再評価の視点 ②事業の投資効果

○費用便益分析

【費用便益比（事業全体）】

総便益(B)
569.6億円

÷

総費用(C)
497.1億円

=

費用便益比(B/C)
1.2

【参考：費用便益比(B/C)】

社会的割引率2%:1.6

社会的割引率1%:1.9

広場整備関連:1.1

軌道整備関連:1.2

【費用便益比（残事業）】

総便益(B)
569.2億円

÷

総費用(C)
207.9億円

=

費用便益比(B/C)
2.7

総便益(B)が総費用(C)を上回っている

事業の効果や必要性の評価

JRと路面電車の乗換時間の短縮 144秒→70秒

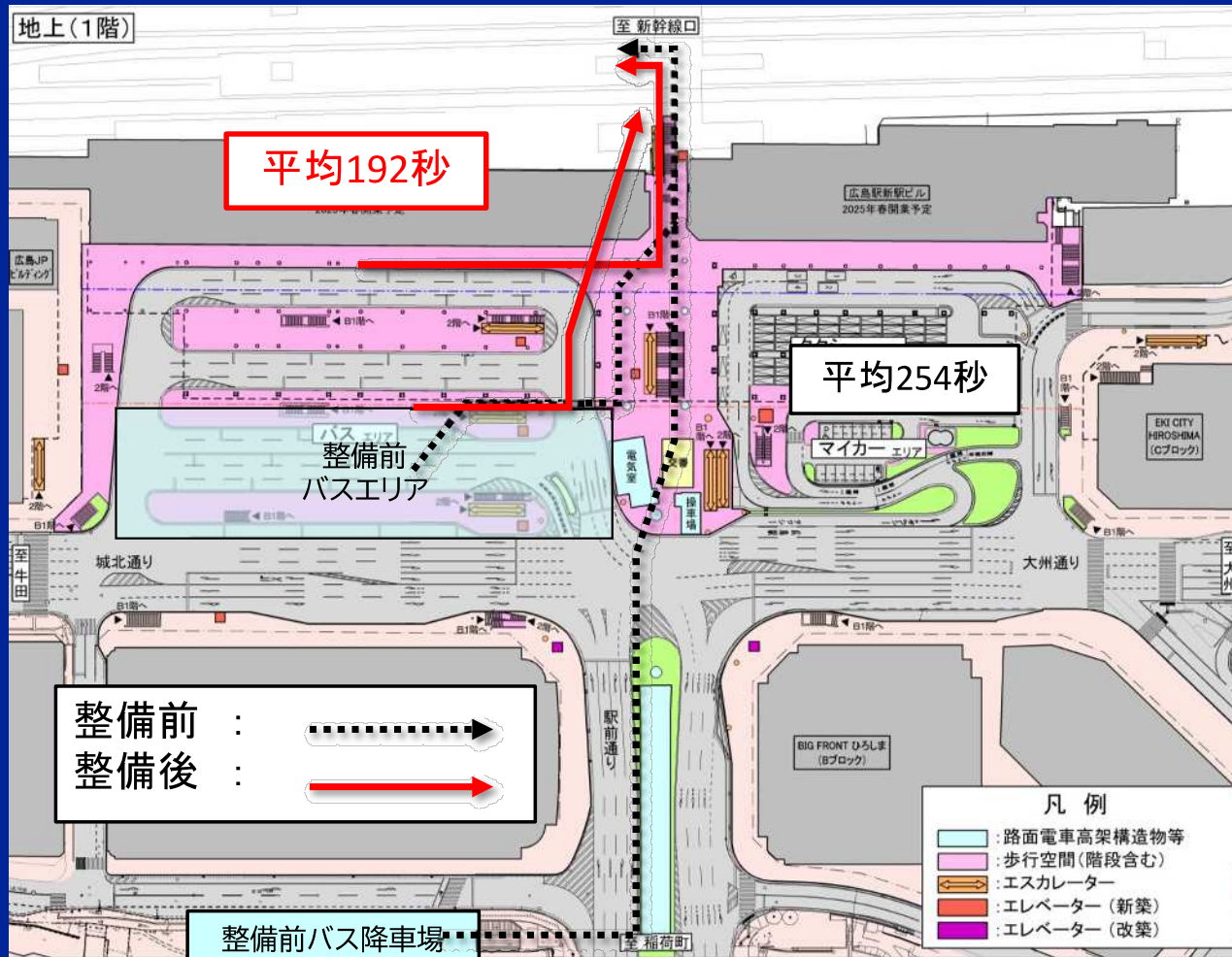


再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○公共交通機関相互の乗換利便性の向上

JRとバスの乗換時間の短縮 **254秒→192秒**

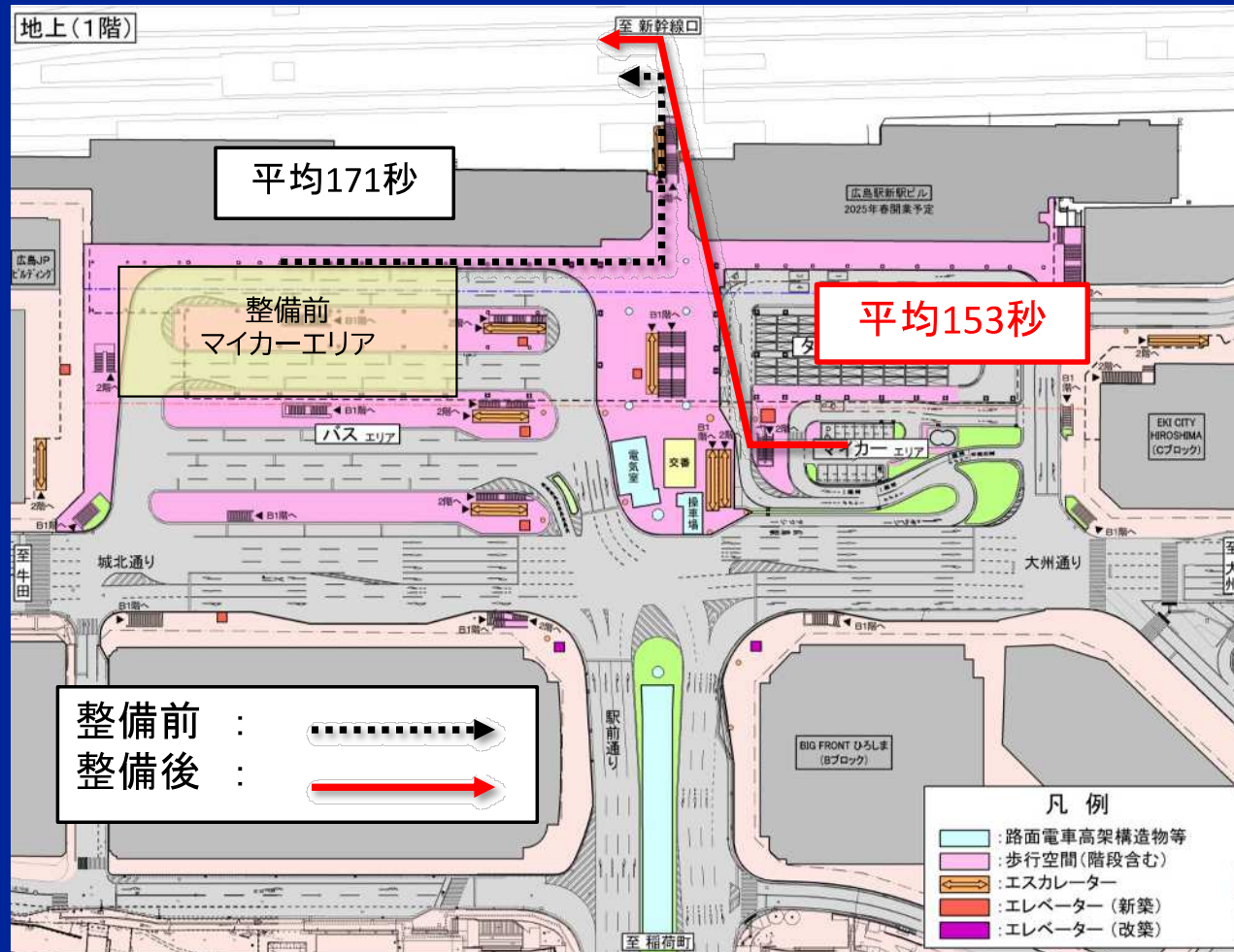


事業の効果や必要性の評価

事業の効果や必要性の評価

○公共交通機関相互の乗換利便性の向上

JRと自家用車の乗換時間の短縮 171秒→153秒



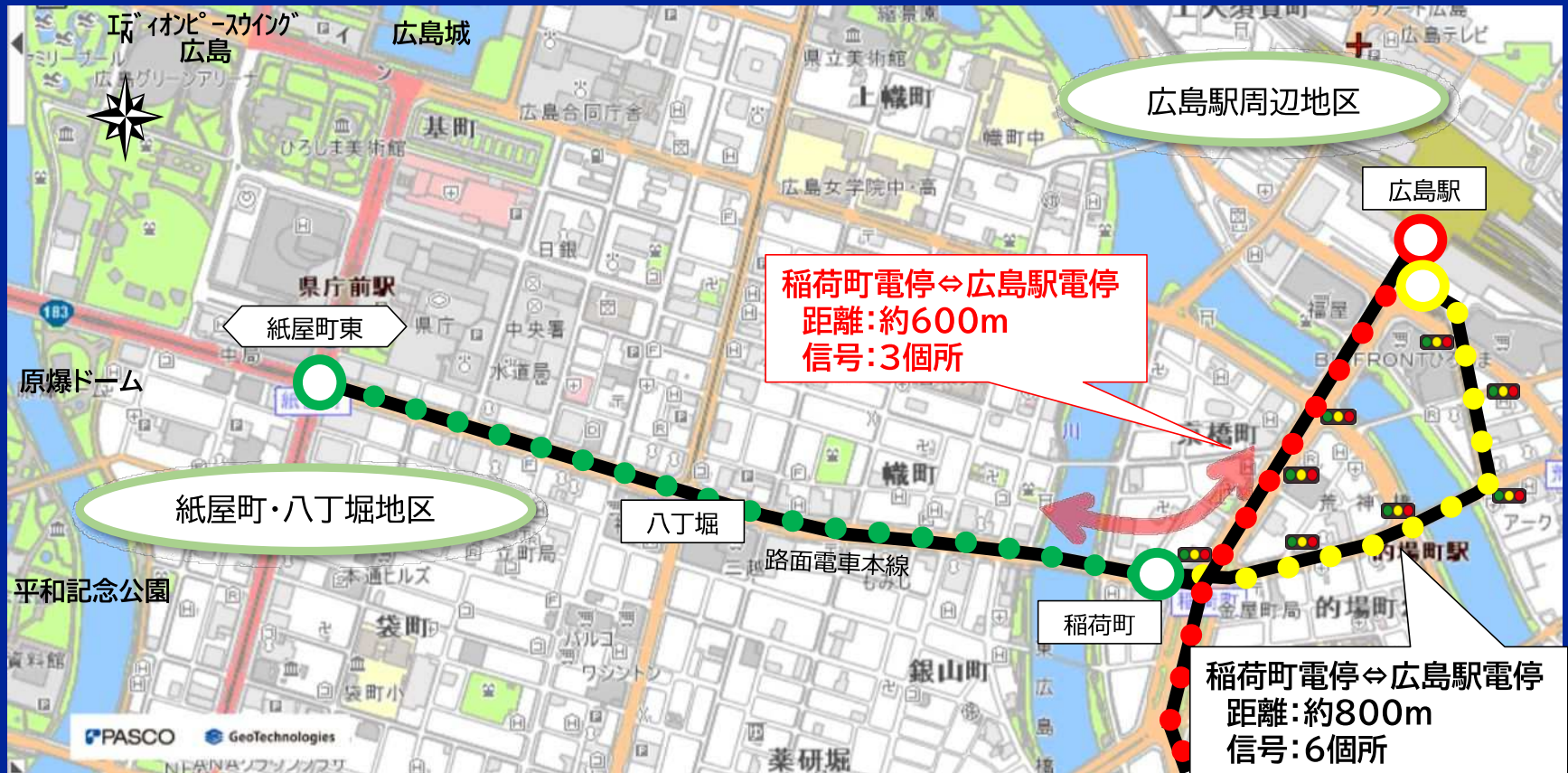
再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○アクセス性・利便性・回遊性の向上など(駅前大橋ルート)

路面電車の乗車時間の短縮

広島駅～稲荷町：**4分短縮**、広島駅～比治山下：**4分30秒短縮**



事業の効果や必要性の評価

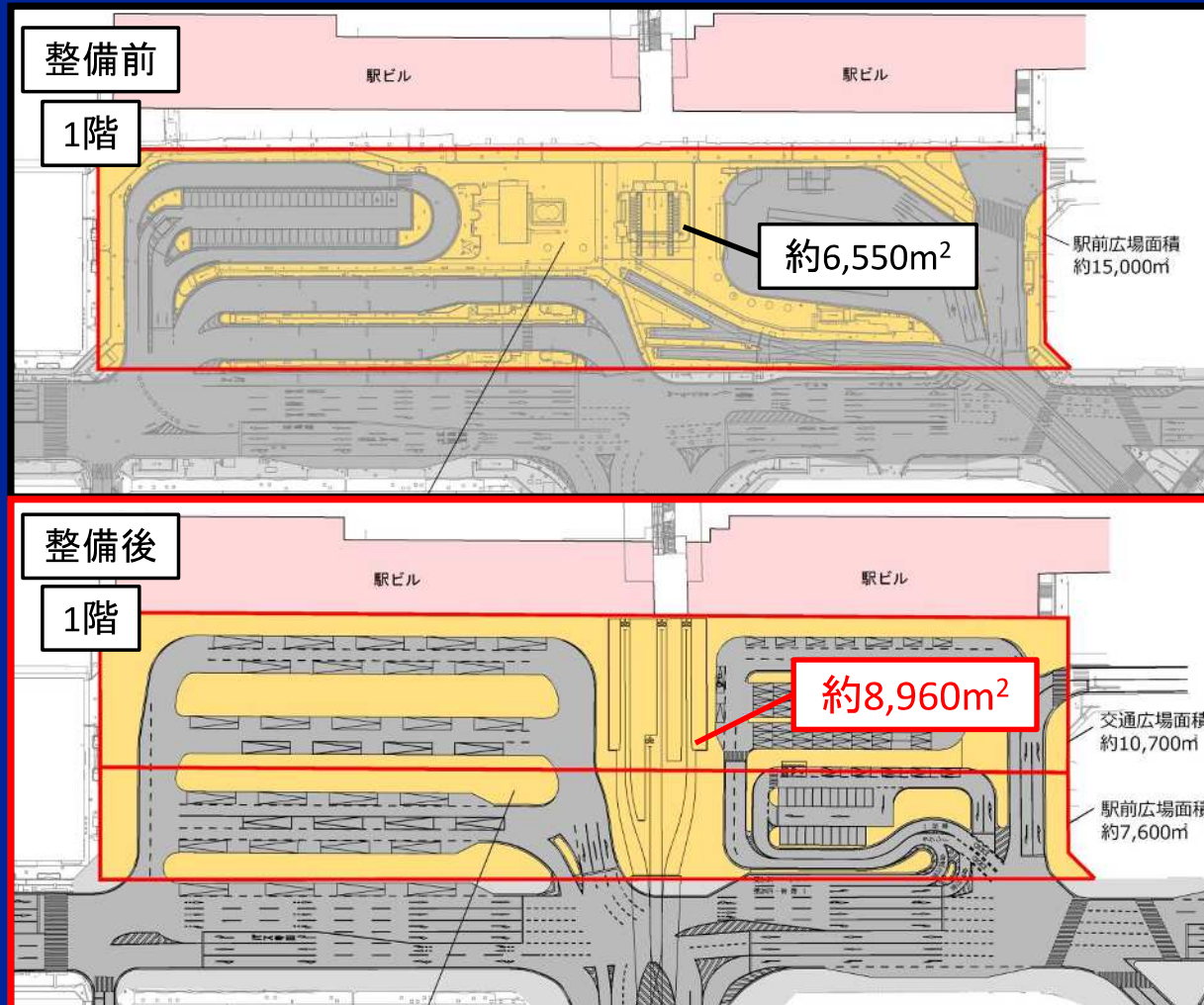
○アクセス性・利便性・回遊性の向上など(循環ルート)



再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

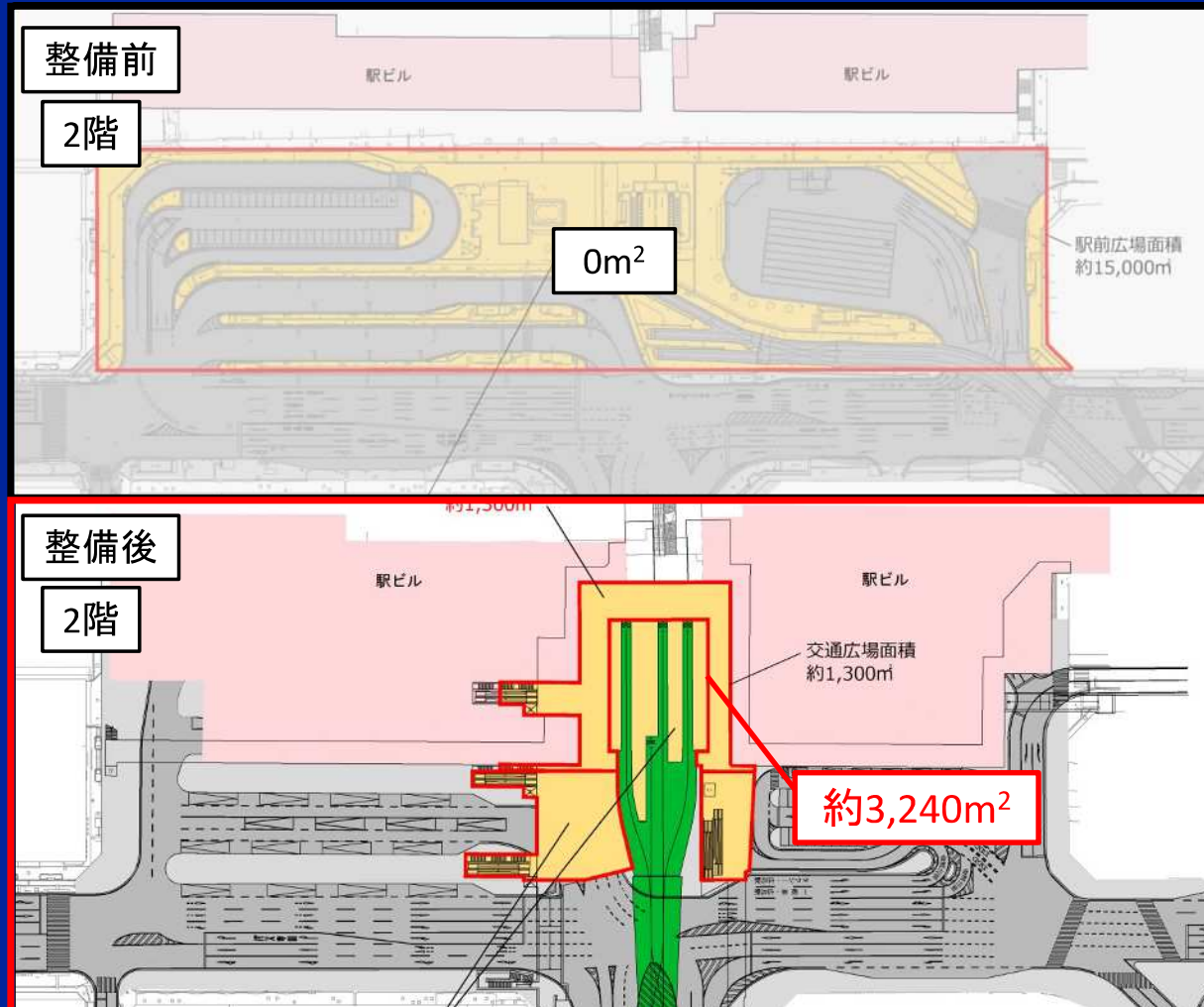
○歩行空間、滞留空間の拡充 約6,550m²→約12,200m²（1階と2階の合計）



再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○歩行空間、滞留空間の拡充 約6,550m²→約12,200m²（1階と2階の合計）



再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○賑わい空間の創出



新駅ビル東西通路



賑わい広場



再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○「世界に誇れる『まち』広島」としての演出



再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○「世界に誇れる『まち』広島」としての演出



出典：JR西日本

再評価の視点 ②事業の投資効果

事業の効果や必要性の評価

○「世界に誇れる『まち』広島」としての演出



出典：J R西日本

再評価の視点 ③事業の進捗状況

○事業の経過状況

平成11年11月	新たな公共交通体系づくりの基本計画の策定
平成15年7月	広島駅周辺地区が都市再生緊急整備地域に指定
平成26年9月	「広島駅南口広場の再整備等に係る基本方針」の決定
平成29年2月	環境影響評価（実施計画書の地元説明会）
令和元年11月	都市計画決定
令和2年4月	JR西日本が駅ビル建替え工事に着手
令和2年9月	広島駅周辺地区が特定都市再生緊急整備地域に指定
令和2年11月	本市が広島駅南口広場の再整備等に着手
令和3年2月	事業費の見直し（155億円→360億円）
令和3年3月	補助金（国際競争拠点都市整備事業）の新規採択
令和7年3月	広島駅新駅ビル開業、広島JPビルディング接続デッキ及びCブロック接続デッキの供用開始

○事業の進捗率

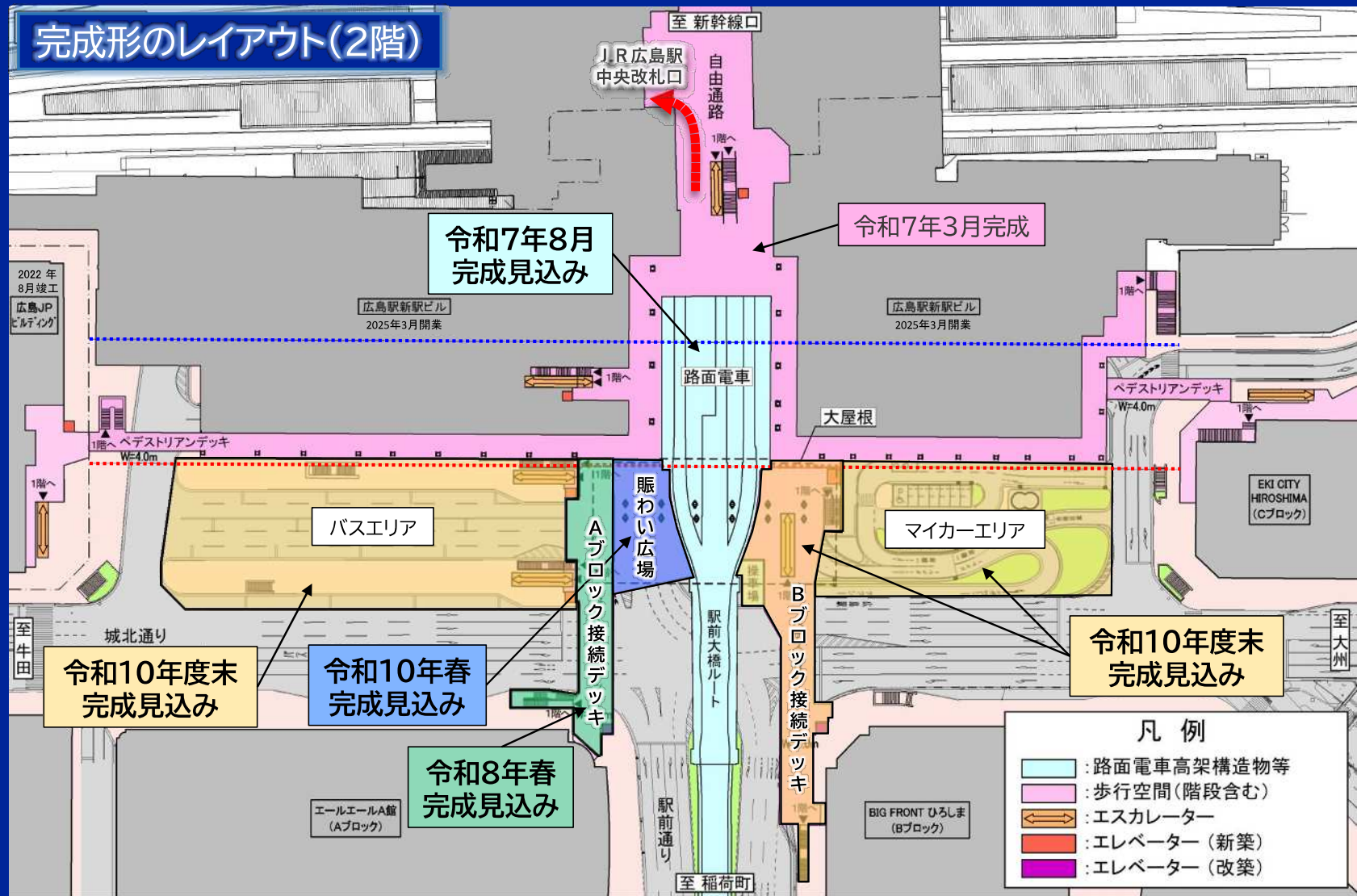
事業予定期間	平成31年度～令和10年度
全体事業費	520億円
令和6年度末執行済額	279億円
残事業費	241億円
事業進捗状況(令和6年度末)	54%（事業費ベース）

再評価の視点 ④事業の進捗の見込み

○今後の見通し

施 設	工 期
広島駅新駅ビル（ＪＲ西日本施工） 広島ＪＰビルディング接続デッキ Ｃブロック接続デッキ 新駅ビル１階東側タクシーエリア	令和７年３月完成
路面電車駅前大橋ルート	令和７年８月完成見込み
路面電車循環ルート	令和８年春完成見込み
Ａブロック接続デッキ 賑わい広場（２階）	令和１０年春完成見込み ※ 賑わい広場を除く通路部分は 令和８年春供用見込み
Ｂブロック接続デッキ 南口交通広場（１階）	令和１０年度末完成見込み

再評価の視点 ④事業の進捗の見込み



再評価の視点 ⑤コスト縮減や代替案の可能性

○コスト縮減の可能性

今後、工事を進めていく中で、当初の想定から変更要素が生じた際は、構造や施工方法の検討及び新技術・新工法の活用などにより、コスト縮減に努めていく。

○代替案立案の可能性

本事業は、学識経験者等を含めた委員会にて検討を行い「交通結節点機能の強化」、「広島陸の玄関としての魅力」、「ひとや環境にやさしい空間づくり」の観点から整備する方針としており、また、ＪＲ西日本や広島電鉄をはじめ、多くの関係者と協議、調整を行った結果、現在の計画としており、本事業以外の代替案はないと考えている。



代替案立案の可能性はない

対応方針（案）

事業継続

○対応方針（案）の理由と今後の方針

広島駅南口広場の再整備等については、広島駅周辺地区が楕円形の都心の東の核として、一層魅力的なものとなり、西の核である紙屋町・八丁堀地区とを行き来する都心の回遊性の向上が図られ、広島広域都市圏ひいては中四国地方全体のにぎわいの創出につながっていくものとするために必要な事業であり、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保はもとより、世界に誇れる広島顔としてふさわしい場所にすることなどを目的として進めているところである。

今後も計画どおり着実に進め、各施設を段階的に整備し、令和10年度末の事業全体完了を目指す。

広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価（概要）

1 目 的

都市整備局、道路交通局及び下水道局が所管する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

2 再評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う次の公共事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除く。

- (1) 国土交通省が費用の一部を補助又は負担する事業
- (2) 一定の事業規模を有する単独事業等

3 再評価を実施する事業

- (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業費が予算化された後、10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（国庫補助事業に限る。）
- (4) 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 上記(1)～(4)以外の事業で、市長が特に必要と認める事業

4 再評価の実施時期

再評価の実施対象に該当する年度に行う。

5 再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、各事業ごとに国土交通省が策定した評価手法等に基づいて行う。

6 公共事業再評価審議会

再評価にあたり、学識経験者等の第三者の意見を求めるため、「広島市公共事業再評価審議会」を設置する。同審議会は、再評価対象事業を審議し、意見等がある場合は、市長に提出する。

(1) 会 議

必要に応じて随時開催し、原則、公開とする。

(2) 委 員

7名（学識経験者〔大学の教授等、弁護士、産業界の関係者・調査研究機関の職員〕）

(3) 事務局

都市整備局 都市計画課

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

第1 目 的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 国土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「国庫補助事業」という。）
- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。
具体的には、別紙 - 1 のとおりとする。

- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）

この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、随時再評価を実施するものとする。

6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。
- (3) 第3の2または4の規定により再評価を実施する事業のうち、用地買収が完了している事業、または、当該年度の翌年度から3年以内に完了することが確実である事業については、この要領による再評価を行わないことができる。ただし、3年以内に事業が完了しなかった場合には翌年度再評価を実施するものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は、広島市とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
 - ア 第3の1に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
 - イ 第3の2に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、10年目（国の個別補助制度を活用している事業については、5年目）の年度末までに実施する。
 - ウ 第3の3に掲げる事業にあつては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
 - エ 第3の4に掲げる事業にあつては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。
 - オ 第3の5に掲げる事業にあつては、当該年度末までに実施する。
- (3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難しい事業にあっては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

② 事業の投資効果

前回評価時に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。ただし、これを2回以上連続で行うことはできないものとする。

③ 事業の進捗状況

④ 事業の進捗の見込み

⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた

場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

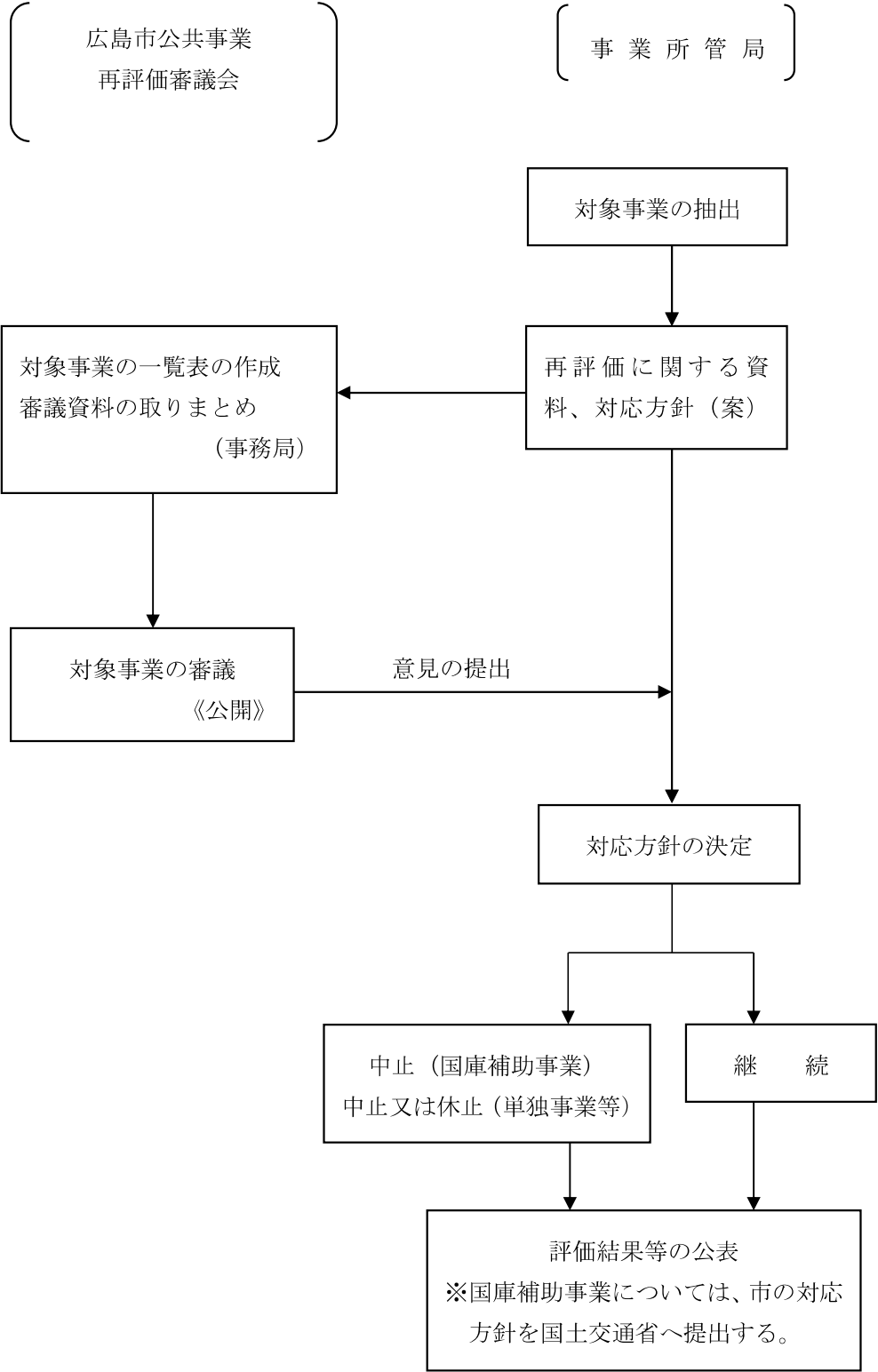
本要領は、令和2年2月18日から施行する。

「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定	
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

【再評価の実施フロー図】



広島市公共事業再評価審議会規則

令和3年4月1日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共事業の再評価に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

広島市公共事業再評価審議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 規則第5条第1項の規定による会長の選挙は、出席した委員（規則第4条第1項の規定に基づき委嘱された委員。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議を招集する場合、会長は、会議開会の日7日前までに、委員に通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(議 長)

第4条 会長は、会議の議長となる。

(会議及び審議資料の公開)

第5条 会議及び審議資料は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(意見の提出)

第6条 会長は、審議の結果をとりまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

広 道 施 第 1 7 号
令和 7 年 4 月 2 2 日

広島市公共事業再評価審議会 会長

広 島 市 長 松 井 一 實
(道路交通局交通施設整備部)



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求めます。

記

- 1 軌道事業・広場事業 広島駅南口広場の再整備等